

2 0 1 1

東京の工業

経済センサス-活動調査（工業統計相当集計結果）

 東京都

ま え が き

これまで、「東京の工業」は、「工業統計調査」を基に作成してきましたが、「平成24年経済センサス-活動調査」が実施されたことに伴い平成23年工業統計調査が中止されたため、本報告書は「平成24年経済センサス-活動調査」を基に作成しています。

本報告書の作成にあたっては、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果を、「工業統計調査」と時系列比較が可能なように集計・編集した上で、統計表とともにグラフや付表を加えた概説を掲載するなど、幅広く御利用いただけるように努めました。

国や都道府県、区市町村における施策立案の基礎資料や、民間企業の経営指針、大学・研究機関の経済分析、小中高等学校の教育資料などとして御活用いただければ幸いです。

なお、この報告書のデータは東京都のホームページにおいても公表しています。

最後に、経済センサス-活動調査の実施にあたり、御回答いただきました事業所の皆様をはじめ、関係団体、直接調査に携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し厚く御礼申し上げますとともに、引き続き一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

東京都総務局統計部長

中村 豊

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区 分	事業 所 数	従 業 者 数	現 金 給 与 総 額	原 材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 産 額	生 産 額	在 庫 額	リ ー ス 額	工 業 用 地	工 業 用 水
第 1 表	全事業所	産業細分類	○	○	○	○	○	○	○	○					
第 2-1-a 表	30人以上	産業小分類	○	○	○	○	○	○	○						
第 2-1-b 表			○							○	○	○			
第 2-2 表	4～29人		○	○	○	○	○		○	○					
第 2-3 表	1～3人		○	○	○	○	○		○						
第 3-1 表	全事業所	産業中分類 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○						
第 3-2 表	30人以上		○							○	○	○	○		
第 4 表	全事業所	区市町村 産業小分類	○	○	○	○	○	○	○						
第 5-1-a 表	30人以上	区市町村 産業中分類	○	○	○	○	○	○	○						
第 5-1-b 表			○							○	○	○	○		
第 5-2 表	4～29人		○	○	○	○	○		○	○					
第 5-3 表	1～3人		○	○	○	○	○		○						
第 6-1 表	全事業所	区市町村 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○						
第 6-2 表	30人以上		○							○	○	○	○		
第 6-3 表	10～29人	区市町村	○	○						○					
第 7 表	全事業所	品 目	○				○								
第 8-1 表	30人以上	産業中分類 従業者規模	○											○	○
第 8-2 表		区市町村	○											○	○
第 9 表	全事業所	産業中分類 経営本組織層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

利用上の注意

1 本報告書について

- (1) 「平成24年経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）が平成24年2月1日現在で実施されたため、平成23年工業統計調査は中止された。

本報告書は、「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、活動調査の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計した結果から作成したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

本報告書の結果は、総務省・経済産業省が公表した「平成24年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」（製造業のみの調査事項をもとに集計した結果である。以下「産業別集計」という。）と同じであるが、「平成24年経済センサス-活動調査（確報）産業横断的集計」（全産業共通の調査事項をもとに集計した結果である。以下「産業横断的集計」という。）の製造業の結果とは異なっている。

なお、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が、2月1日現在であるのに対し、「工業統計」の調査時点が、12月31日現在であるなどの違いがあることから、「工業統計」の数値と接続しない部分がある。

- (2) 本報告書において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年」以前の数値は工業統計である。

調査結果のうち、経営組織、事業所数、従業者数については、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。

上記以外は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査年1年間の数値である。

- (3) 従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。

2 活動調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

3 活動調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

4 活動調査の調査日

平成24年2月1日

5 活動調査の調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く全ての事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業, 林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業, 娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

6 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（右記を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 中分類18「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、次のとおりである。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき、ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

7 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

8 統計表等の項目説明

(1) 事業所数

平成24年2月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成24年2月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている者をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている者（以下「受入者」という。）も含む。

一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している者（以下「送出者」という。）及び臨時雇用者は、従業者数に含まない。

ただし、本報告書では、従業者の内訳には送出者が含まれており、総数には送出者が含まれていないため、総計と内訳の合計が一致しない。

なお、産業横断的集計の従業者数は、受入者を含まない一方、送出者や本集計の対象外である本社等の事業所の従業者を含んでいるため、本報告書の従業者数とは一致しない。

① 個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主と事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務にたずさわっていない事業主と事業主の家族で手伝い程度の者は含まない。

② 常用労働者

ア 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、(ア)、(イ)に準じて扱う。

(エ) 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

イ 常用労働者は、「正社員・正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。また、「正社員・正職員等」と「パート・アルバイト等」をあわせて「雇用者」としている。式で示すと次のとおりである。

常用労働者＝「雇用者」＋「出向・派遣受入者」

雇用者＝「正社員・正職員等」＋「パート・アルバイト等」

(ア) 正社員・正職員等

有給役員及び正社員・正職員等と呼ばれている者をいう。

(イ) パート・アルバイト等

一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

(ウ) 出向・派遣受入者

別経営の事業所から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

③ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

平成23年1月から12月までの1年間に支払われた雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及び雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与などの合計をいう。

(4) 原材料使用額等

平成23年1年間における次の①～④、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成23年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額及びその他の収入額の合計をいう。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）で、平成23年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。製造品出荷額は、工場出荷額によっている。ただし、割り引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷額とする。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成23年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額

平成23年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他の収入額

その他の収入額は、転売収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びくず・廃物出荷額以外の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品の在庫額、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産額（従業者10人以上の事業所）

平成23年1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

- ア 土地
- イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
- ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）
- エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定

建設仮勘定の増とは、建設仮勘定の借方に加えられた額をいい、建設仮勘定の減とは、建設仮勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(8) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上の事業所）

① リース

賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成23年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

③ リース支払額

平成23年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成23年以前にリース契約した物件に対して、平成23年において支払われたリース料を含む。

(9) 生産額（従業者30人以上の事業所）

下記算式により算出している。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(10) 付加価値額（粗付加価値額）

下記算式により算出している。

① 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} (*1) + \text{推計消費税額} (*2)) \\ &\quad - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料、燃料、電力の使用額等} \end{aligned}$$

*1 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したために推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出額、原材料、設備投資を控除している。

(11) 産出事業所

産出事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

(12) 工業用地（従業者30人以上の事業所）

敷地面積は、平成23年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(13) 工業用水（従業者30人以上の事業所）

工業用水は、事業所内で生産のため使用される用水（従業者の飲料水・雑用水を含む。）をいう。また、1日当り用水量は、平成23年1年間の工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

① 淡水

ア 公共水道

都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水

「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

エ 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

(14) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

① 会社

法律の規定によって法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社をいう。

② 組合、その他の法人

法律の規定によって法人格を認められた事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。

③ 個人

個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に

含まれる。

(15) 資本金または出資金額

平成 24 年 2 月 1 日現在で払込済みの資本金の額又は出資金の額である。

(16) 単位当たり及び付加価値率・原材料率・在庫率の算式

① 1 事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額

$$1 \text{ 事業所当たり従業者数} = \frac{\text{従業者数(臨時雇用者を除く。以下同じ)}}{\text{事業所数}}$$

$$1 \text{ 事業所当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))}{\text{事業所数}}$$

$$1 \text{ 事業所当たり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$$

② 1 従業者当たり製造品出荷額等及び付加価値額

$$1 \text{ 従業者当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))}{\text{従業者数}}$$

$$1 \text{ 従業者当たり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

③ 常用労働者 1 人当たり現金給与総額

$$\text{常用労働者 1 人当たり現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数}}$$

④ 付加価値率（従業者 30 人以上）

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))} \times 100$$

⑤ 原材料率（従業者 30 人以上）

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))} \times 100$$

⑥ 在庫率（従業者 30 人以上）

$$\text{在庫率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*1) + \text{推計消費税額}(*2))} \times 100$$

*1、*2 は、「(10) 付加価値額」参照

9 記号及び注記

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」 …… 表章単位未満

「—」 …… 皆無又は該当数値なし

「…」 …… 該当数値が不詳又は不明（未調査、未集計のために数値が得られないもの等）

「△」 …… マイナスの数値

「x」 …… 秘匿数値(*)

* 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

平成23年が秘匿する必要のない箇所、平成20年が秘匿であった場合には、増減数、増減率を原則として「x」とした。

なお、事業所数、従業者数については秘匿していない。

(2) 表示されている単位未満は四捨五入している。そのため、増減数・率及び総数と内訳の計が一致しない場合があるほか、結果の概説中、本文と図表から計算される増減数・率等が一致しない場合がある。

また、単位の異なる表においては単位未満を四捨五入して計算しているため、表示されている増減数、増減率及び構成比と相違する場合がある。

10 その他

(1) この報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

(2) 時系列比較のため表章した工業統計については、以下の点について注意が必要である。

① 日本標準産業分類の第11回改定（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）が実施され、旧小分類「新聞業」、「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、平成13年以前の数値は、「新聞業」、「出版業」に格付けされた事業所を除いている。

なお、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用）が実施されたため、平成19年以前と平成20年の産業別の数値は接続しない。

② 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。

(3) 本報告書の表、グラフなどで用いる産業名の略称は別紙のとおり。

(4) この報告書に掲載された統計データ等を引用・転載する場合には、東京都総務局統計部『東京の工業』から引用・転載した旨明示してください。

この報告書の問い合わせ先

東京都総務局統計部産業統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5321-1111（代表）内線25-581～586

URL <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/kougyou/kg-index.htm>

<別表>

産業分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称	
09	食料品製造業	食料品	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等	飲料
11	繊維工業	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材
13	家具・装備品製造業	家具・装備品	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	石油
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス	電子
29	電気機械器具製造業	電気機械	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。